

第 31 期
東京都青少年問題協議会
第 5 回専門部会
(若者支援部会)

平成 30 年 2 月 8 日 (木)

都庁第一本庁舎 16 階
「特別会議室 S6」

午前 10 時 01 分開会

○青少年課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから東京都青少年問題協議会第 5 回専門部会（若者支援部会）を開催いたします。

まず、議事を始めさせていただく前に、お礼をちょっと申し上げさせていただきたいかと思えます。卓上にこちらのパンフレットを置かせていただいておりますが、こちらは自画撮りの不当要求の禁止を内容といたします青少年健全育成条例の改正ということがございますが、こちらにつきましては、2月1日に施行ということになりました。こちらにつきましては、皆様がまさにご審議いただいた結果が結実したというところでございますので、この場を借りまして厚く御礼を申し上げさせていただきたいというところでございます。

そして、今後の施行後につきましても、こちらを、またよりよい制度にしていくでありますとか、こちらの内容を徹底していくといったところにつきまして、引き続きのご協力、ご審議などをお願いすることもあるかもしれません。そうしたところにつきまして、これからまた引き続きよろしくお願ひしますということでございます。

では、本専門部会についてでございますが、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日、ご出席いただいております委員の方は6名となっており、必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本専門部会は原則公開となっております。議事録についても同様の扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、本日の資料の確認をいたします。お配りをした物は、次第の次に資料1として第4回専門部会（若者支援部会）での委員ご発言における主な論点、資料2と3として、ご講演いただく資料、資料4として意見具申に向けた今後の進め方について。最後に部会名簿を添付しております。

なお、もう一つクリアファイルに入れ卓上に置かせていただいております資料につきましては、具体的な相談内容を含んだ内容でございますが、場合によっては個人を特定できる個人情報となり得る情報を含んでおりますことから、相談者にご配慮するという観点から、皆様、お帰りの際には机の上に置いたままお帰りいただければと考えております。

次に、本日は講師といたしまして、東京都若者総合相談センター若ナビα事業責任者の奈和良由子様、東京都ひきこもりサポートネット統括責任者の青木紀久代様にお越しいただいております。

また、部会のオブザーバーとして福祉保健局総務部企画政策課長の代理で同課統括課長代理の小高晴雄様、教育庁指導部指導企画課長の代理で不登校施策担当主任指導主事の村尾勝利様、産業労働局雇用就業部若年者就業推進担当課長の代理で公益財団法人東京しごと財団正規雇用対策担当課長の永阪彰様、警視庁生活安全部少年育成課長の代理で少年相談担当課長代理の藤井貢様、東京都発達障害者支援センター、センター長、山崎順子様にもおいでいただいております。

それでは、その後の進行は古賀部会長にお願いしたいと存じます。

古賀委員、よろしくお願いたします。

○部会長 古賀でございます。よろしくお願いたします。

先ほどお話がありました自画撮りの条例案も議会を通りまして、全国的にも非常に話題になっています。私、島根県に内閣府の仕事で行っていましたら、非常に質問をたくさん受けまして、こういった先端的な動きが東京都の場合は非常に注目されていくんだなというふう思った次第です。

今日は、たくさん議事内容がございます。円滑な議事の進行を委員の皆様のご協力に進めたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

次第2の第4回専門部会（若者支援部会）における検討状況についてということで、事務局から前回までのまとめのご説明をお願いいたします。

○若年者対策担当課長 それでは、資料1をご覧ください。第4回専門部会（若者支援部会）での委員の皆様からのご発言における主な論点についてご説明いたします。

前回の第4回専門部会につきましては、井利委員より、民間支援団体と区市町村の連携による支援につきましてご講演をいただきました。また、事務局より都内の若者支援体制整備状況等についてご説明しまして、その後、各オブザーバーより各局の取組についてご紹介をいただきました。

それでは、資料1をご覧ください。主なご意見ということですが、一つ目の丸の部分になります。精神疾患等を抱え通院歴はあるが完璧に医療機関につながっていないなどということ、行き場のないグレーゾーンの若者が多くいるというご発言がありました。これは井利委員から説明がございました。その場合には、行き場のなかったグレーゾーンの若者にとっては、若者総合相談センターの存在は有意義であるというご説明がございま

した。

続きまして、二つ目の丸になりますが、若者には総合相談が必要ということで、それについては、ひきこもりや就労支援といった分野的な対応だけでなくというご意見がございました。具体的には、先進自治体の事例紹介等をしながら、子ども・若者支援地域協議会や子ども・若者総合相談センターの設置を促進することが必要であるというご発言がございました。

続きまして、三つ目の丸になりますが、各委員の皆様からいろいろとご意見をいただきましたが、複合的な要因を抱えているケースが多いため、やはり問題の背景にある家族関係や対人関係、経済的な困難や病気等、若者本人の生活全体を見ていかないと就労等につなげることは難しいというご発言がございました。それで、複合的な要因を抱える場合には、一つの機関で対応することは難しいため、各機関が立ち位置を明確にしながら、よりよい連携を実施していくことが重要であるというご発言がございました。

続きまして、丸の四つ目ですが、実際の連携の部分になりますが、区市町村におきまして、子ども・若者支援地域協議会を設置し、切れ目のない支援に向けたネットワーク作りが必要であると。具体的にはどうしていくのかというところで三つございます。

各機関ができる支援内容についての把握や、事例検討等を通じて、課題やノウハウを共有しまして、顔が見える連携を行っていく必要があること。

二つ目が、有効な連携を実施するためには、ケースと一番つながりのある支援者・機関が中心となって連携をコーディネートすること。そのためには、事前に機関同士の情報共有が必要あること。

あと、三つ目としましては、コーディネートする人の役割を十分意識して、各支援機関の担当者がネットワーク構築を担っていくことが重要であるというご発言もございました。

続きまして、裏面をご覧ください。不登校の場合、義務教育終了や高校卒業のタイミングで支援が途切れやすいということで、ひきこもりの長期化の背景には不登校経験や中退などの問題もあり、ひきこもりが長期化すると支援に非常に時間がかかるというご発言がございました。それで、それを防ぐために早期支援、切れ目のない支援が重要で、関係機関が連携したネットワーク作りが必要であるという発言がありました。

最後の部分になりますが、若者支援におきましては、各区市町村における支援情報は単体としてはございますけれども、全体としての動きが十分把握できていない状況ではないかということで、そのためには、全体としてどのように動いているかを把握できるように、情報

の提供や集積が必要であるというご意見がございました。

前回の主な意見につきましては以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

今、事務局からご説明がありましたとおり、今回はオブザーバーの皆さんから、教育、福祉、あるいは産業労働、警察、それぞれからご意見をいただいて各局の事業、取組をご紹介いただきましたが、その際に意見交換の時間が余り設けられませんでしたので、どうぞ、どの分野についてでも結構ですし、また全体についてでも結構ですから、改めてご意見を出していただければと思います。

どなたからでも結構です。どうぞ。

○井利委員 おはようございます。青少年健康センターの井利といいます。よろしくお願いたします。

前回、建部課長様から、教育についてのご発言がありまして、それを踏まえて少し思ったことがあるのと、それから、先日、世田谷の方で不登校・ひきこもり支援部会がありましたので、ちょっとそこでどんなことが話し合われたかというようなことを少しお知らせしたいかなと思います。

まず、不登校を問題行動としないという建部課長様のご発言があって、これはすごく親御さんもプレッシャーから解放される。それで、プレッシャーから解放されると、より支援にアクセスしやすくなるし、それから学校への相談とかも出てくるのではないかなというところと、それから、教育機会の確保ですか、ありますよね。学校以外の場の重要性を認めたことというのが、同時に非常に親御さんにとってもいいかなというふうに思っております。

私も都のスクールカウンセラーを小学校でやったことがあるんですけども、かなり先生方の理解も進んでいるし、本当に先生方がお忙しい中でよく勉強なさっているなということを感じてきております。

ただ、やっぱり卒業といったところのライフステージが変わるときの引き継ぎといったものがまだまだというところで、例えばNPOとか、私たちも公益社団法人ですが、そういったところでは、まず、入った時点からどこへつながるか、この人の人生をどういうふうにつないで、どこへつないでいって、どういう支援をやっていけばいいのかということも、入った時点から考えていて、じゃあこの方は、例えば就労なのかとか、復学なのかということもつながり先としてはあるんですけども、それと同時に、例えば医療機関にまずつながなくちゃ

いけないのかとか、それから、障害者就労といった部分につないでいかなくちやいけないのかとか、そういうつなぎの部分を中心に意識しながら、本当にその間、例えば半年とか1年かけて伴走しながら、あるいは並行利用をしながらつないでいくということを各NPOさんはほぼやっていらっしゃると思うんですね。そういったところで、まだ学校といったところに入ってしまうと、中学校に行けばいいんじゃないのかとか、それから中学校を卒業しちゃったら、あとはちょっと、その全体をまだ見るという視点がなかなかなくて、そのつなぎの部分が非常に難しいのではないかというお話がありました。

あと、高校チャレンジ校の先生からのお話の中で、チャレンジ校に合格した方宛に手紙を書いて、もし引き継いでほしいことがあれば伺いますというようなお手紙を書いたところ、今年度、4割の回答があつて、やはりそれだけ実は引き継いでほしい、それから伝えたいということがあるということがわかってきて、かなりそういう意味ではチャレンジ校の先生方が頑張っているなということがありますが、まだソーシャルスクールワーカーとかユースソーシャルワーカーさん、特にソーシャルスクールワーカーさんは、学校が不登校傾向や不登校の支援について相談を申し込んで、それで行くということが、自分たちで行くこともあるんでしょうけれども、そういうことが中心になっているという中で、まだまだ学校からのそういった依頼は少ないというようなことがありました。そこら辺の学校の先生方の意識って随分変わってきていらっしゃると思うんですけれども、まだまだ例えば都から派遣されるSCがやっぱり頑張らなくちゃいけない部分なのかなというふうには思っています。

あともう一つ、10代の方に関しては、やはり保護者の人の理解があるわけではないというところで、問題意識を持たないのか、それとも自己責任からなかなかそこへアクセスできないのか、ちょっとその辺はいろいろだと思うんですけれども、やはり保護者に関する支援、例えば保護者がいいと言わないとお金のかかるところには10代の方が行けないですし、それからなかなか公的な支援機関につながりにくいということもありますので、そういったところは課題として挙げてきたかなというところがありました。

以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。特色校というのですか、チャレンジスクールのようなところは、こういう課題に合わせて教育をやっているところがあるので理解が進むんですが、他の学校は必ずしもそんなに一般的に理解できているということではない。ただ、さっき出ましたユーススクールワーカーとか、そういうものの制度については少しずつ改善が

進んでいて、この間、建部さんの方からもご紹介がありましたけど、随分、取組が始まっているかなと思います。

どうぞ、他の先生方も、委員の皆さん。

○村上委員 東京都就労支援機構の常務理事をしております村上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

前回、今日ご出席いただいておりますけれども、警視庁の藤井様のご説明がございまして、少年たちの置かれた状況を認知した上で、警察とか少年センターに自ら来ること、または、対象者の家族が積極的に対象者への働きかけや相談に来ること、これが重要であるということは大変わかりました。ありがとうございました。

一つお聞きしたいことがあるんですが、親も子も全く相談に来ないという、働きかけを行っても全く反応がない場合は別といたしまして、親は関心はあるんだけど、子供を無理やりに連れてきたといったようなときなどに、全く子供が振り向かない場合があるかというふうに思うんですね。そのようなときの対処方法などがあれば教えていただきたいなということでございます。

これはなぜかといいますと、実は、私ども、ここ1、2カ月で2件ほどあったんですが、要は、就労が続かない、もしくは、高校卒業してからすぐに就労できずに、就労しても数日でやめてしまうといったようなケースがあったわけですね。それで、それは保護観察がついていたものですから、一人は1号観察といたしまして、家庭裁判所で保護観察の言い渡しを受けた者、もう一人は、地方裁判所で執行猶予付の保護観察というのがあるんですね。その者、これは21歳のまだ若者でございますが、この2件、ここ1カ月ぐらいで事例がございまして、これ、どうしたらいいのかなと、若干、精神的な問題も抱えていたものですから、それと、もう一つは、二人とも自分の能力を過信しているといえましょうか、もっといい職業につけるはずだ、もしくは、もっと給料のいいところで仕事ができるはずだというふうなことを思っていたものですから、本人の自覚の意味を込めまして親と相談しまして、東京少年鑑別所に、あそこに一つ外来鑑別がありまして、そこに二人とも相談、一応、少年の了解を得て、それから母親もついて一緒に行って、そして本人の職業の能力がどれぐらいあるのかということを知覚してもらうためにそこへ連れて行って、そうしましたら、本人、おおむね理解ができたのかどうかわかりませんが、一人は昨年の12月に鑑別所の方に行きまして、職業鑑別を受けて1月の末から働き始めて、今現在も継続している。もう一人は、今ち

ようど就職が決まったところで、まだ働きには行っていませんが、やっと就労先が決まったといったようなことで、うまくいった事例が2件ほどあったものですから、こんなところも活用するのが一つの方法なのかなと思っているんですが、警察とか少年センターの方ではどんな活用のされ方をしているのかお聞きしたいなと思ひまして、今、発言させてもらいました。長くなりましたけれども。

○部会長 親が特に、親にしか相談関心のないケースというところをお話しただけでしょうらしいんですが。

○少年相談担当課長代理 一つのパターンとしては、もう親面接だけで続けていって、親の対応の変化を通じて子供も変わっていくというか、そういうパターンが一つあります。

それからもう一つ、その子供との接触を試みる場合は、やはり大きく分けて二通りあるんですね。一つは、補導されたとか、万引きで捕まったとか、あるいは家裁から呼び出されることになった、そういう事をやらかしてしまった、非行を犯してしまったときに、そういう司法の枠を利用して呼びかけるという形ですね。

例えば家で大暴れして110番通報されて警察官も駆けつけたと、そして、その後、その場でも注意はされるけど、その後、警察署の方からも少年センターに行くようにと指導があったということにして子供を呼ぶとか、あるいは、実際に非行、盗みとか事件を起こしてしまったということであれば、もう身柄事件であれば鑑別所に入っちゃいますけれども、在宅のケースですと呼び出されるのは何カ月も先ですから、恐らく親も子供も不安なわけですね。そこで呼び出して、事件になってしまったけれども、家裁の審判を控えてこれからの生活態度が大事だから、そのためにも一緒にやっという、そういう家裁の呼び出しもあるよという枠を利用して呼び出して、最初はちょっとやや本人の不安に訴えるようなところもあるんですけど、だんだん話し合いをしながら信頼関係を深めていく、そういう司法制度の枠を利用して呼び出す場合があります。先ほどのケースでも保護司さんから練馬の鑑別所の相談所の方に行くようにという、それも一つの枠からの働きかけだと思うんですね。

あと、もう一つは、やはり先ほど申しました親との面接を続けていくうちに、関係が悪いときはだめですけど、親との関係がよくなっていきますと、ちょっと一緒に行ってみようかと言うと、随分おくれればせながら子供が登場する場合がありますね。大きく分けてそんなパターンでございます。

○部会長 一定の制度的な強制力が存在するということと理解してよろしいんでしょうかね、

必要に応じては。つまり働きかければ来てもらえるという。

○少年相談担当課長代理 もちろん、最後まで来ない子はやっぱり来ない。相談に関しては強制力はございませんので、来ない場合もあり得ますけれども、そういう中で少しでも呼び出させるように先ほど申し上げたような枠を利用することがあるということです。

○部会長 ちょっと踏み込んじゃうんですけど、その枠を利用するとどのくらい来てもらえるようになっているのかみたいな、比率ではわからないでしょうけど、確率は高いんでしょうかね、その今のような呼びかけというのは。

○少年相談担当課長代理 そうですね、やっぱり万引きなど、事件、犯罪で。警察署で扱われたというとやっぱり本人も不安だから割と来ますね。

○部会長 わかりました。ちょっとこの後の話にかかるので、今、確認したわけですが、どうぞ、他の方、もう少ししか時間がありませんが。

○河野委員 おはようございます。青少年自立援助センターの河野です。

私どものところは、就労支援中心にやってきているので、前回、産業労働局の小澤様がお話しいただいたところで、ちょっと何点か感想というか、関わった事例とかもあったのでお話ししたいと思います。

前回のお話の中で、就業構造基本調査のところで、なかなか求職活動につながっていけないような若者が多い。その理由に、探したけれど見つからない、知識・能力に自信がない、希望する仕事がありそうにないというような部分で、これは、ひきこもりが長期化すればこういう部分はすごく拡大していつているかなと思うんですけども、ひきこもりといってもかなり幅があるので、このときはワークスタート事業のお話をなさっていたんですけど、支援の段階別で見ると、ワークスタートはどの辺の位置かというのは微妙なラインなんですけど、ある程度、目的がはっきりして、先にどうつながっていくのかというのが見えるのであれば、こういうちょっと自信のない若者たちもそこには入っていけるかなと考えます。

我々は、若者サポートステーションも受託して運営しているんですけど、サポステの中でもセミナーとかキャリアカウンセリングとかいろいろ準備はしてやっています。ただ、その中だけではちょっと不十分、通い切れなくなりそうな若者もいます。最近、ワークスタートの方を並行して活用してみたらどうかと提案し利用を開始しました。2週間目ぐらいに顔を出した男性の利用者様なんですけど、現場のスタッフも変わったなという感想を持ちました。大分自信がついて覇気が出てきてというような、そういう意味では、7週間ですか、集中し

て人の中に入って共通の課題をやっていくということは、非常に意味があることだというふうに思いました。

あと、もう一点、精神的な問題を抱えている利用者さんというのも増えてきているというところで、先月、足立区の方で割と大きな精神科の病院で少しひきこもりの話をということ、地域の支援者さんも集まって、その病院の先生たちも集まっての学習会があったんですけど、そこで何でひきこもりについて、医療機関で話が必要になるのかなというふうに聞いていくと、かなり医療的なケアが必要がない方々が流入してきているという話でした。その院長先生は、医者は病気じゃない人には無力なんですという話でした。どうしても医療の枠の中だと、医療・福祉的な領域の就労であったりとか、そういうところまでつなぐ策しか思いつかない。例えば若者サポートステーションであったり、しごと財団であったり、ハローワークにどのようにつないでいっていいのか全くわからないという話で、割とそんなに大変なことかなと思うんですけど、どうもやっぱり今までそういう視点がなかったというのが問題だったのかなというふうに感じました。

今、行き場がなくなってしまうと、ある意味、いろんなやる気というか、どういう方向で行っていいかわからないというような若者たちが増えてくる中で、行き場がなかったらやっぱり医療機関につながっていく率というのは結構高くなっていく。早目に、これはまずいな、滞留者が増えてくるなと気づいている医療機関は、何とか打開策を考え始めていますが、どうしても小さいクリニックとかに通っているような状況だと、本当に定期的に何かお話を聞いて薬だけ出されて、ずっと時間だけが過ぎていってしまっているような、そういうゾーン、本来であれば医療が必要ではないんだろうけれども、そこで医療の中に隠されてしまっているようなひきこもり群像というのはかなりいるんだろうなというふうに感じています。やはり、ここの連携をどうしていくか、あるいは、医療機関であったり、福祉機関とかの方々にどういうつなげ方があるのか、どういう連携の仕方があるのかというのをしっかり伝えていく必要というのはあるかなというふうに、前回のお話を聞いていて感じました。

以上です。

○部会長　そうですね。先ほど井利先生の方からもお話がありましたけど、NHK特集なんかでも「長期入院」というテーマの番組が週末にやられていましたけど、精神科の長期入院者のほとんどが医療的ケアを必要としないというふうに、そこのお医者さんが出てきてインタビューに答えていました。ただ、行くところがないということだということですね。

長期化すると余計そうなるようなんですけど、障害とか医療との関係性ということはやはり非常に難しくなっているかと思います。

あと、いかがですか。はい。

○坪井委員 私の方から、前回、児童相談所の取組として福祉保健局の方からご報告いただいたことについて何点か申し上げたいというふうに思います。

今朝のニュースで行方不明者、日本全国8万人超、そのうち10代が20%、20代が20%という愕然とする数字を私も聞いて、いかに10代、20代の子供が行方不明になるという形で困難を抱えているのかというのに愕然としたんですが、この間、あの報告をいただきましたとおり、児童福祉の分野で支援の幅を18、19、そして今度、就学者を22歳に東京都の場合、予算措置をつけて、就労の子も22歳まで、社会的擁護の中で支援をするという方向性をとっておられるという報告がありましたが、本当に私たち、現場にいる者としては、とても朗報でございます。

いかに社会的擁護の中に入った子供たちが自立をしていくことが困難か、これは家族のいない中でそもそも虐待の傷を抱えた子供たちが自立していくことは、22歳になったからといってできるものでもないという、本当に困難なんですね。それが、20歳よりは22歳まで延びてというだけでも、少しは救いなんですけれども、その後も実はものすごい困難が待ち受けています。

それで、そこへどうやってつないでいくか、児童福祉からその次の支援につないでいくかというところで、つないでいる努力をされているというご報告はあったんですけども、現場からすると、やっぱり児童相談所からどこへつなげたらいいのかということ自体、制度がないのでつなく相手がないというのが現実感としてあるんです。

生活保護に例えばどうしてもつなげなければいけない子であった場合には、政府のケースワーカーに児童相談所の福祉士さんがつなぐということはあり得るんです、現実にはあり得るんですが、私たちのやった他県の例ですと、生保の方は自分が来て、そこで申し込めばいいと、児相から連携をするものではないといっても、本当にそこでの情報提供、あるいは連携が難しく、制度でばつと切れてしまう。そこをつなぐのが本当に大変だったんですね。

なので、児童相談所が一体どこへつなぐのか、今みたいに医療の問題があれば、まだ病院のMSWにつなぐとかということもあるでしょうし、犯罪ということであれば、保護司さんがつないでいるということもあるんでしょうけれども、犯罪もない、医療でもつながついてい

ない、生活保護にもつながらない、だけど社会的擁護から出ていった子、ひとり暮らしを始めた子、本当に困難で誰にも相談できないし誰にもつながらないという孤立状態になっていくわけですね。

唯一、児童養護施設において自立支援コーディネーターが配置されるようになっているわけですが、自立援助ホームにはジョブ・トレーナー制度というのは東京だけなんです、東京都は本当に自立援助ホームに手厚いんですが、配置していただいています。ですが、それでもアフターケアまではとてもじゃないけど、現場の職員、手が回らない。自立援助ホームの職務の2分の1から3分の1はアフターケアに実は走り回っています。出た子供たちが病気になった、解雇された、あるいは事件を起こした、お金がなくなった、食べる物が無い、それが自立援助ホームに連絡が来るわけです。そうすると、現場の今いる子供たちを支援しながら、職員たちは自分があけた後、その子供のアパートへ行き、あるいは、その子供の相談を夜にこっちへおいでと言って、その子のケアをする。もうボランティアワークでアフターケアをやっているわけですね。

東京都の場合は、それでも人員配置、国からすれば本当に一人多いんです。その中でもアフターケアのためにどれだけブラックな世界で超勤しているかということを知っていただきたい。そういう子供たちのケアのために、本当に自立までじゃなくて、その後のアフターケアをする要員、施設もそうですし、自立援助ホームもそうなんです、そのための専門の人を欲しいというのが悲鳴です。

確かに出た子供たち、専門の相談、対象者支援をするNPOというのが幾つかできているんですが、なかなかやっぱり小さいときから暮らしていたところの職員に相談をしたいわけですね。そういう機関がありますといっても、顔を知らないところに突然相談に行くというのはなかなか難しく、やはり育った施設のアフターケアというのは、子供たち、若者たちにとっては物すごく安心なんですね。

そのこのところのニーズをわかっていただいたもう一歩進んだ東京都ならでの先進的な取組にしていだけないかなと。それと切れ目のない支援というのは本当に一体どこに、実際にはないので制度が、誰が引き受けるのか、それこそ、ここの部会の課題なんではないかと思いますが、コーディネートする人に誰に渡すかというあたりを一緒に考えていただければと思います。

○部会長 本当に深刻な事例で、今も出ていましたけど、生活保護とか、何らかの問題性のと

ころにつながると、その枠の中へ入れれば何かあるんですけど、そうでないとなかなかアフターケアって簡単にできませんし、当方の調査では中退者も中退した高校にたくさん就学相談に行っているというようなことがありますよね、実質で 10%強ね。つまり、だから、今のお話のように、顔の見える人を探し出すって容易じゃないということを示していると思うんですね。ですから、そういう支援の仕方ということ、わかり合える関係の中での支援の仕方ということについて工夫が要るというお話は重要だったと思います。

ということで、ちょっと時間が、予定時間より過ぎてきてしまいましたので、一旦区切らせていただいて、まだご発言のある方もいらっしゃると思うんですが、一回区切らせていただいて、今日予定しておりますご講演を承って、その後また議論をさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして次第 3 のご講演に移りたいと思います。

まずは、都の相談事業における支援状況について、東京都若者総合相談センター若ナビαについて、奈和良様にお話しいただき、また、東京都ひきこもりサポートネットについては、青木様からご講演、ご説明をいただこうと思っております。

このお二人のご発表後にまとめて時間をとらせていただきますので、またご質問等もいただければというふうに思いますので、続けてお願いしたいと思います。

では、奈和良様から。

○奈和良講師 東京都若者総合相談センター若ナビα事業責任者の奈和良でございます。本年度より当事業を受託させていただいております社会福祉法人やまて福祉会でございます。どうぞよろしくお願いたします。

これより着席にて失礼いたします。

お手元の資料 2 をご覧いただきながら、また画面を見ていただきながらご説明したいと思っております。

さて、若ナビαには、日々若者やその家族からの相談が寄せられています。本日は、若ナビαで対応している相談から見えてくる若者支援の現状と課題というテーマでお話しさせていただきます。

発表は、こちらの三つの項目を軸に進めてまいります。

まず、当センターの活動についてです。若ナビαは一時的受け皿としてあらゆる相談を受け付けています。例えば仕事関係、対人関係、家族関係、心身の健康、進路に関する悩み、

ひきこもり、DV、孤独や不安、あと恋愛相談と、幅広い分野の相談があります。若ナビαでは、そのような相談を丁寧に聞き取り、確実な見立てを行い、適切な機関へつなぐことで、それぞれの若者の社会的自立を後押しすることを目指しています。

昨年7月より電話やメール相談に加え、来所による相談がスタートしています。来所相談については、電話・メール相談のように匿名ではなく、今度は実名での相談になり完全予約制です。相談には実務経験豊富な社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士を配置し、日々相談に当たっているところです。また、非行専門相談員による非行少年、非行歴を有する若者の支援も行っています。さらに、援助方針会議を開催し、各支援機関の担当者にもご参加いただいて、一人一人に合った支援について検討しています。

次に相談の流れをご説明します。まず、電話やメールで本人の主訴や状況を聞き取り、来所が適切と判断した場合に来所相談を行います。若者が抱える課題を整理し、必要に応じて心理検査を行いながら援助方針会議を開催するなどして支援を組み立てます。おおむね5回で支援機関へ引き継ぎますが、引き継ぐ際には支援機関への同行、同席も行っております。さらに、引き継ぎ後の状況を確認し、再度支援が必要であれば対応しています。このように悩みを抱える若者が社会で自分らしく一歩を踏み出せる支援を常に考えております。

次に、相談者の特徴についてご説明いたします。まず、相談者の特徴①です。こちらは、今年度4月から12月の状況を表しています。性別では6対4の割合で女性の方が多くなっています。年齢別では、約半数が20代、次に30代、保護者、10代と続いています。右側の就業状況では、学生、正社員、派遣やアルバイト等の非正規雇用、無職がそれぞれ約20%前後の割合を占めています。

次に、特徴②になります。こちらでは、相談内容や傾向について表しています。左の円グラフでは半数近くが自分自身についての悩みを訴えています。次に仕事関係、対人関係、家族関係となっています。

そして、傾向といたしましては、若ナビαにアクセスしてくる若者というのは、大きく2分化されていることがわかりました。一つは、資料の左側の四角の中ですね。こちらの、複合的な課題を抱える若者です。様々な課題が複層的に重なり、自力での解決が困難となった若者です。この場合、具体的な課題が見えていますので、来所相談を行い、課題を整理し、課題ごとに適切な支援機関へつなぐことができます。

ただ、右側の四角の中です。こちら、孤立した若者については、大変支援が難しくなっ

います。自分の課題に対し、アドバイスや支援を求めず、ある意味、課題から目をそむけたり、他罰的になることで自分自身を保っているようにも見受けられます。その多くは、統合失調症等の精神疾患で医療機関につながっているか、あるいは、発達の問題、またその二次障害が疑われるけれども、その認識のない方が多く見受けられます。そして傷つき体験の大きい方たちだと私たちは考えています。こういう若者は頻繁に電話をかけてきて相談員と話をすることで社会とつながりたい、一人ではないと感じたい、自分の存在を認めてほしいといった気持ちが根底にあるように感じています。

では、次、特徴③です。課題を抱えた若者がどのようにして若ナビαにつながったかということなのですが、右下の円グラフをご覧ください。4割以上がインターネットからのアクセスです。次に他機関からの紹介、公共機関や学校等に設置、配布しているポスターやリーフレットから若ナビにつながっていることがわかります。

さらに、具体的なきっかけですが、来所相談が始まる前から長く継続して電話やメール相談をしている若者がいます。来所相談が始まったことでより具体的な状況を聞くことができるようになり、実際に会って話をすることで本当の課題が見えてくることもあり、初めて支援介入することができるようになりました。

また、②の親からの相談では、先ほども出ましたけれども、話を伺うと実は困っているのは親で、本人は全く困り感がなくて支援が必要とは感じていないケースが多いということがわかりました。

そして、③の他の機関からの紹介では、若者が複数の課題を抱えていることによって、一つの機関だけでは支え切れないケースがとて多いということ、その場合、他の機関と連携する際に、各機関を支援全体として取りまとめていくコーディネーター役の不在が連携のネックとなっているように考えています。

それでは、三つの相談事例を通して見えてくる若者像と、その課題についてご説明いたします。では、お手元のクリアファイルにケース概要の資料がありますので、クリアファイルの中の資料をご覧くださいながらご説明いたします。

ケース1です。実家で暮らす20代の男性のケースです。就職するものの長続きしなくて転職を繰り返し、相談時には無職の状態でした。6年前の電話相談が初回でした。それ以降、仕事が辛くなると集中的に電話が入るようになってきます。行動面では衝動性がとても高く、思い立ったら行動せずにはいられない傾向があり、自分から積極的に複数の支援機関に相談

しているような状況でした。

相談先の就労支援機関で若ナビαの来所相談を知ったその日にすぐ面談希望の電話が入っているような状況でございます。就労意欲は大変高いのですけれども、就労継続できない理由に発達課題が見受けられたため、丁寧な見立てが必要だと考えました。

次の今後の連携についてですが、図にありますとおり、左側、こちらが発達課題への連携です。そして右側が就労支援への連携と二つの目標を立てています。全体でうまく支援がかみ合っていくように若ナビαがそれぞれの支援機関、そして全体のコーディネーター役を務めています。

下に家族とありますけれども、やはり障害受容というところではご家族の抵抗がかなり強くて、ご本人もですが、そういったところでの理解を無理のないようにお話ししながら進めていくという形で、今、調整しているところです。

では、このケースから見えてきた課題になります。これまで本人なりに一生懸命頑張ってきたけれども、いつもうまくいかないといった、こういった若者の生きづらさですね。こういったところを支援者が深く理解し、適切な対応をする必要があるということ。また、連携による支援を機能させるためには、全体の調整役が必要とされているということです。そこがポイントだと感じています。一つの支援機関へつないただけでは、若者の抱える課題に対応するのが非常に困難な状況が見えてきています。

では、ケース2になります。こちらは、やはり男性ですが、ひとり暮らしをしている20代、無職の男性です。家族は他県に祖母が一人です。初回相談は昨年春の電話相談からでした。そのときの相談というのはとても不安が強くて、話がしたいという主訴でした。精神科に通院しており、無職で何もすることがないということで、複数の相談機関に何時間も電話を繰り返しては消耗して病状が悪化するという状況がありました。医療にはつながっているものの、主治医、先生にはその苦しさというものをうまく伝えられないでいることがわかりました。監修者の精神科医のアドバイスにより、治療と生活支援の連携が必要と判断しています。

では、今後の連携です。こちらの図をご覧ください。まず、やはり主治医がいるということで、病院での治療を中心に、若ナビαが主治医や社会復帰支援室の担当者と面談しています。そして情報共有をさせていただきました。今後は、治療の妨げとならないよう、主治医の了解をとりながら地域の保健所や居場所となるフリースペース等と連携して、支援する方

向で今調整をしているところです。

このケースから見えてきた課題です。このように精神疾患を持つ若者に対しては、医療へ戻すことが基本になります。不安や孤独を抱えている若者の気持ちに寄り添いつつ、治療の妨げとならないよう対応することが重要だと感じました。そのためには、ただ主治医に相談しなさいと押し戻すのではなくて、可能であれば医療機関とも連携し、情報を共有させていただいて役割を分担することができれば、ご本人の不安や孤独を支えることができるのではないかと日々感じています。

それでは、三つ目のケースのご紹介です。こちらの実家で暮らす 20 代の非行歴のある女性のケースです。やはりこの方も精神疾患で通院をしている方です。若ナビαへは昨年秋、初めて電話相談がありました。保護観察中は観察官、保護司が相談に乗ってくれるのでいいのだけれども、1 カ月後に観察期間が終了してしまうことで、相談できる人がいなくなってしまうので今後どうしたらいいかわからなくて将来が不安だという訴えがありました。保護観察期間中であつたため、本人を介して担当の保護観察官、保護司に連絡をとらせていただいて、終了前に支援を途切らせないための連携をこちらから提案させていただきました。病気もあるので、無理はせず、本人のペースを大切にしたいこと探しができるような形でサポートをしているところです。

下の連携の図をご覧ください。保護観察が終了した現在ですけれども、メニューを盛りだくさんにはしないように、心理カウンセリングを中心に据えています。今後は体調を見ながら、必要があれば本人の了承を得て、主治医との連携も視野に入れているところでございます。

このケースから見えてきた課題ですけれども、保護観察が終了するという事は、自由になることへの喜びだけではなくて、不安も伴うものだということが見えてきました。あらゆる点で経験が少ない若者にとっては、自分に何ができるのか、何をしたいのか、何をすればよいのか、全く見当がつかない、また、そんな自分に対して期待が持てないという状況にあるようです。保護観察終了と同時に支援も終了してしまうこと、そういったことへの不安を解消するために、切れ目のない支援、例えば司法と福祉という枠組みを超えた連携が必要ではないかと感じています。さらに、こうした切れ目のない支援が先々の再犯防止へとつながっていくということも期待したいと思っています。

最後に全体のまとめをさせていただきます。最初の資料 2 に戻っていただきまして、一番

最後のページ、6ページになりますけれども、そちらをご覧いただきたいと思います。相談から見えてきた課題というところですね。若ナビα全体のご相談からということになります。若者への理解と対応、地域における連携支援、それぞれ三つのポイントを挙げています。若者自身だけでなく、親や周囲の人間が本当の課題に気づかず、本人の能力の低さやコミュニケーション下手といったところのマイナス面ばかりに注目してしまうということで社会に生きづらさを感じている若者の姿。また、精神疾患を持つ若者が周囲の理解を得られずにやはり孤独や不安を抱えた状態にいるということ。そして、保護観察終了後に一人放り出されるような思いを感じている若者の姿というものが、この三つの事例から見えてきたと思います。

こうした若者を支える支援機関の連携については、やはり不可欠で、さらに各支援機関をつなぐ全体を調整するコーディネーター役が必要とされているということを現場で強く実感しています。

また、医療機関との連携においては、情報共有とともに、特に役割分担が重要だと感じています。医療の妨げにならない支援というものはどういうものなのかを常に考えながら主治医とも相談しつつ進めているところです。

そして、保護観察終了後の切れ目のない支援というところでは、期間で区切るということではなくて、のりしろ部分を多くとることによって、本人に無理のないスムーズな支援の仕組みを構築できるのではないかと感じています。

以上で発表を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○部会長 どうもありがとうございました。

ちょっと1点だけなんですけど、今、ご本人からの相談ということでご紹介いただいたのですが、親御さんからというのはどのくらいの相談状況になっているのかというのを教えていただければ。

○奈和良講師 今回は事例を出していないのですが、親御さんからの相談、特にお母様からのご相談というのは大変多くございます。今、具体的な数字をお挙げすることができないのですが、実際に本人がひきこもっていて、相談機関につながらないケースで親御さんがすごく心配している。ただ、本人は暖かい部屋にいるし、食べられるし、何の不安もなくて困り感が本当にはないですね。親御さんが焦ってしまって、むしろ親御さんに問題があるんじゃないかというケースも見受けられる中で、最近の例では、お母さんがうつ病を発症してしまっ

そのお母さんが心配の余り、干渉が過ぎるといったところでお子さんにうつ症状が出てきてしまっている状況です。本来は潜在能力が大変高いお子さんで、そこをどのように今後支援していくか課題になっているといったことがございます。

○部会長 わかりました。じゃあ親御さんからも相当こういう相談が来ているというふうに考えていいということですね。

○奈和良講師 来ております。

○部会長 わかりました。ありがとうございました。

すみません、ちょっと緊張する空間の中にお願ひしてしまいまして、申し訳ございませんでした。

では、続けて、青木さんの方からよろしくお話をお願いいたします。

○青木講師 東京都ひきこもりサポートネットを受託してお茶の水女子大学で事業を行わせていただいております、私、お茶の水女子大学の青木と申します。

今日は、20分から25分ほどで私どもの実践活動から見えてきた幾つかのクライアントさんの状況についてお話をさせていただきます。

東京都ひきこもりサポートネットの活動は、いろいろなところでお話しさせていただきますので、簡単に触れながら、特に3番のあたりをお話しできればと思っています。

活動の内容ですけれども、このよくある厚労省が示している回復過程、支援過程の五つの段階というのがございまして、これに則して、私どもではメール相談と電話相談というのを2012年に始めました。この目的は、普段、自分で個人的な助けを求めてくるというのがこのあたりですので、外来などでは、ほとんど来ない方々の本人からの相談が実は多いんですね。こういう層を拾っていました。しかし、匿名であることから、個人がニックネームをつけていただく形でやっておりますので、メール内での継続相談は可能なんですけれども、しかし、その人が本当にどういう人なのかということは私たちは会えずじまいで、年間、メールと電話で5,000件ぐらいの相談をさばっていたということなんです。

しかし、この中の膨大なテキストに落としたデータ、会話データとかメールのものが残っておりますので、それを何とか分析できないかということで、試行錯誤で分析作業をしているということでございます。しかし、一番弱かったところは、本当にその人がどういう人なのかということがわからない環境の中での実態を分析していくということでしたので、要因について確定的なことがなかなか言えないという困難さがございました。

ここで、訪問支援という形で、ここ数年ほどお引き受けするようになって、そこの部分が、私たちが格段とリアルなところを持ってお話しできるようになってきた次第です。ただし、訪問支援に応募をしてくる方というのは、基本的には、このこちら側を希望する形になりますので、メールで拾っている層と重複はありますけれども、大分違う層を拾っているということだろうと思います。

今日は、こちらのことに入っていく方々についての分析を行ってまいりましたので、それをお話ししていきます。

訪問支援の流れというのは、東京都さんとずっと 2014 年から試行錯誤で作り上げてきたシステムでございまして、東京都の全ての市区町村に窓口を最初に設けて、そこで市区町村から申し込み、ウェブでつながっているセキュリティーのしっかりしたシステムなんですけれども、市区町村の窓口から受けた事例について、私どもが電話をかけて相談を始める。しかも初回は市区町村が設けた場所で出会うという形で、いきなり電話があって、はい、そうですかといって二人で部屋の中へ入っていくというようなことはしていない。双方にとっての安全面ということもございまして、ある程度、いろいろな形で場を設けているわけです。

そして、インテーク後に訪問になる場合、訪問の場合も窓口から市区町村で会ったときに、結局は本人が了承していないというケースが結構あるわけです。ですので、あくまでも本人にアクセスできるために、本人が了承するまで、この電話のフォローアップというのを大事にします。私たちが伺えるチャンスは 5 回しかありません。5 回ですけれども、回と回の間には電話をしていく、つまり、最短で 1 カ月に 1 回ですので、半年はお付き合いします。半年から 1 年の経過をかけて、また東京都が独自にネットワークを組んでいる、信頼できるいろいろな支援機関につないでいくという作業をしているわけです。

もう一つ大事なことは、市区町村ごとにやはり取組に大きな落差があるわけですね。落差というふうに言うと上下に見えますので、大きなバリエーションがあるというふうに言いかえたいと思いますが、そういうことがございますので、その地域の中でこの人がちゃんと救われるように、すごくいい機関だけでも、都内に一つしかないというような支援機関を、理想的な機関を紹介しても現実的ではないものですから、先ほど言った、これが強みになります。ここと最初からつながっていますので、関係者会議を本人の同意を得てここで地域の支援者が集まってするという、東京都さんも入って我々も入って行うというのをやります。これが実現したケースが 12 自治体、だんだん増えてまいりました。17 回ぐらい開催す

るわけです。そうしますと、私たちにもフィードバックがあります。つまり、その地域にどれだけ、どの程度使える資源があるのかがわかってきますので、広域行政の中で支援を行う私たちにとって、また東京都さんにとっても、それは対策を行うための具体的な資源の情報というふうになるかと思います。

この形でつながっていくわけですがけれども、現在、おかげさまで、100回ぐらい、いろいろ2名の相談員が行く地味な活動ですがけれども、100回ぐらい行えてきています。

それを皆様に分析した結果をお伝えしたいんですがけれども、実際、いろいろありますけれど、8割は5回の訪問でつながっているんですね。次の機会につながります。これは、想定したよりも大きな、我々が最初5回行って10年ひきこもった人が本当に支援機関につながるのかというのは、私たち自身も実は困難だろうと思っていたんですがけれども、いろいろな形でやってきた結果、臨床心理士が2名で行って、5回、半年つき合う、半年から1年の間。すると、その人の地域の中の良質な支援機関のどこかが受け皿になってつながるところまで行くという現実もポジティブな要因として、希望を捨てないでやる価値はあるというふうに思っていたきたいというのが本日の一つの皆様にお伝えしたいことです。

これから、当事者の特徴ということで、ひきこもり支援を求めに来た方々の特徴についてお話をしていきます。これは、深くはお見せできないんですがけれども、地道にやっていくしかありません。訪問支援は、全てテキストデータが保管されています。東京都と私どもとが共有できるデータになっています。しかし、それを自動的に分析するシステムは当然ありませんので、全てのデータを、記録を読み上げていく作業から始めました。そして、このマトリックスが重要と思われる幾つかの項目です。この項目は、この1枚ではございませんで、総計84項目ございます。この84項目について、全て私ども専任の特任講師が3名おりますけれども、資格のあるそれなりの方々が読んで評定をして、その後、集計をとったということでございます。

例えば、性別、年齢、ひきこもりの時期、過去の相談歴、不登校経験、いじめられた経験などなど、あるいは、家庭がひとり親家庭か、死別があるか、そういった細かいものですがけれども、これらのものは自動的に項目をトップダウンで作ることが難しく、読みながら項目を付加する。付加すると、もう一度戻って全部を見るというような対話的なデータの分析をしていった結果でございます。

その中で、性別や年齢というのはこのような特徴がございました。やはり訪問支援の申し

込みも男性が多いというこれまでのいろいろな支援機関で言われている状況、あるいは、私どものメール相談では相談の傾向等変わりませんでした。年齢なんですけれども、20代が過半数を占めるというふうに思っただけだと思います。

次に、相談の過程ということで見ますと、やはり私たちが訪問支援を伺った家庭は、ひとり親家庭が38.1%いました。ですので、経済的にすごくゆとりがあるところでぶらぶらしているというケースでは意外とないんですね。つまり、家庭にも支援が必要ないろいろな要因が重なっている中で本人が出られないということがありますので、ひきこもりで困っている人が相談していいんだという広報活動は、相手が見えないんですけれど、それこそテレビとかいろいろな形でして気軽に行けるんだということを家族が知るチャンス、あるいは、働いている人でも最初のファーストコンタクトがとれる窓口の広報ですね。窓口を作って広報が必要だと思います。ひきこもり相談窓口というのは、行政の窓口が開いている時間しかできませんので、働いていてひとり親家庭の親が来ることは難しいわけですね。こういったこともメールで申し込みができるとか、そういうことも周知していく必要はあると思います。

それから、もう一つが、長期化したケースの話をずっと聞いていくと、メールも電話も感じていたことだった。それをよく調べますと、7割以上が不登校経験者なんですね。つまり、どういうことかという、不登校が終わって学校期が終わったところから次の支援に乗っかれなかった人というのは結構問題で、もしかしたら不登校が終わった学校期の人たちが3年ぐらいたったときにどうなっていますかというフォローを、つまり、支援につながっているのかどうかのフォローを手前の学校期の方からするということはすごく大きな支援の展開を生むのではないかという感触を持っています。

また、もう一つが、個人の状況です。これまでもこの協議会でご議論があったと伺っていますけれども、確かに、精神障害であるとか、発達障害であるとか、個人の持っている医療機関へのコンタクトがあれば、もっと支援が充実するであろう方々というのはおられました。ただ、およそ3割程度ということになります。ですので、個人的な要因と家族の要因、それから個人がどのようにして生きてきたかという時間軸を持った要因ですね。この三つを加味してインテークで支援の方略を立てていくことは重要だろうというふうに思います。

そういう意味で、過去の相談歴、結局、どこにも行っていないで10年ずっといる人というのは、意外と少ないのかもしれない。7割はみんなどこかに行っていて、そしてうちを求めてきているということです。しかし、不幸なことにミスマッチが起こっているとか、あ

るいは、家族の異動で転居があったりなどしてつながれないとか、つながることが下手な人たちなので、次に変わるということはもっと大変だという状況がございました。

保健所や公的機関が 37%、医療機関が 35%ですので、一度は医療機関などにも行かれていますね。ですけれども、先ほどのご議論もありましたけれど、医療だけでつながらなかった場合、そこがつけられなくて落ちるということが見えてくるかと思います。

訪問支援の申し込みのきっかけ、じゃあどんなきっかけで私たちのところにいらしたんですかというようなことがもろもろ挙がっています。やはり必要だと感じるときには、本人たちの危機的な迫る状況、あるいは、例えば親が亡くなるとか、身近な人が大変なことになるとか、そういう家族の中での切迫感というのがやはり支援を求める契機になっていますけれども、そのときに手の届くところに情報があるということがやはり大事で、二つが一緒にならないと、当然ながら相談を求めてきませんので、広報紙とか講演会とか、そういうことによって知ったという方々がおられます。

ひきこもりは、当然ながら、一人で働かずに家にこもっていたら死んでしまいますので、家族が、親がいるわけですね。ですので、家族の教育とか家族への広報というのはやはり現実的で効果のある方法だろうと思います。

残りの半分の時間を訪問支援のケースについて割きたいんですけれども、これから三つのケースをお伝えいたします。三つを選んだことは、先ほどのマトリックスの分析からこういうことが見えてきたというように思えた二つのお話についてを三つの事例から言おうと思っています。

この比較していく三つの事例のうち、ケース 2 と 3 は比較事例になりますけれども、両方を持っているのがケース 1 だと思ってください。

このケース 1 はどういうケースかというと、長期化している、ひきこもりの年数が 10 年、そして 30 代、つまり、若者支援が後半でそろそろ終わらなくちゃいけないような年齢ですよね。この成人の人が就労を、当然、親は期待して求めて来られています。

家族の会話は非常にあって良好です。つまりそこだけ見ると良好です。しかし、一度大きくぶつかっているようなことが何度か若いころにありましたので、波風を立てない平和なやりとりが長く続いている家庭だというふうに思ってください。つまり、心配でしょうがないけれど、語らなくて 10 年経っているような、そういう家族の事情。一緒に生きていくために選ばれている家族のダイナミズムというのがございます。

中学校1年生の1学期から不登校になっています。そして、転校を繰り返して定時制高校を何とか卒業されたケースです。お父様が、子供が30を過ぎたのを心配して相談に来られました。

この良好な関係でいるために、家族のつながりを切らないために家族が話をしないまま、子供だけが社会的には働く年になってしまうというプロセス、ある種の典型的な長期化するタイプの経過をたどっておられました。

突っ込んだ話ができないので、当然、口を時々、3年に1回とか、ぱっと開くとわっと言ってしまう、また貝になってしまう。すると、今度は5年間、貝のままというような悪循環がありがちです。このケースの場合もそういう形でしたが、両親が既に定年退職をしているということもきっかけになっておられるようでした。

私どもは、本人と話をしていくと、大人だけれど、やっぱり中学校からのやり直しが必要な感じというのがあります。それを未成熟な何とか障害と呼ぶかどうかというのは横に置いておいて、この人のやり残してきたものがあるのに、31で働けていないから働きなさいということはなかなか就労支援には結びつかない。本人が選べないし、やっけていて意義を感じるまでには相当のサポートが要ることがあるんです。

ですので、外側に基準を作って、そこに当てはめなさいという支援はうまくいかない。この人の場合は、まず、自分が何が好きか、どんなことならやってみられるか、そんなことを、そこはすごく大事なことなんだと聞いてくれる、そういう相談者と出会ったことが、この人が居場所支援という中学校の人でも不登校支援というような形でいく、いわゆる居場所支援というところで生き生きと語っている様子を見たということが大変印象的なケースでした。

そして、こんなことで自信がつくのかというようなこと、つまり、3回ほど居場所支援で居心地よく過ごしたことが、本人が次へ行ってみようという自信になっているということは、私たちは一つの光として見ておくべきことだというふうに思っております。

このケースから見えたことというのは、まず、長期化していくときには、家族の中での、家族が家族であるために長期化するという問題があったということと、ですので、親の困り感が高くなかったと書いてあるのは、クエスチョンというふうに思ってください。本当に高くなかったのかといたら、そうではない。平気だったという言い方をするけど、そうではないとか、良好だったというのは、良好だったのかとクエスチョンがつくということでござ

います。

次に、ではこの 10 年間の臨床を資源にした場合、その同じような状況で不登校からひきこもりに入らんとしている方、20代、つまり、30歳マイナス10年のケースというのを見たいと思います。

外枠の状況は、非常に類似性もあるような状況でした。この方は、子供も若くてひきこもり年数も短いですが、不登校の状況は同じでした。彼は、このままの状態では何にも選べない、何をしたらいいかわからない、このままではいけないとは思いますが、どうしたらいいかわからないというようなお話でした。家族とは会話もあって、家事も手伝っていましたが、もうこの時点でどうするのと将来の話を言うと、かたく口をつぐんでしまうという状況が見られました。恐らく先ほどのケース1もこういうときを何度か経て、一切語らなくなってしまうのではないかと思います。

私どもは、この口をつぐむ本人が、将来なんかわからない、それはそうだよ、でも今、何をしたいか決めていいんだよ。今何をしたいかを話をしていいんだよというところから早期支援につながったケースです。

この子は、ちゃんと居場所支援につながっていきました。ですので、30代が居場所につながってもおかしくないということを支援者はまず持つことが必要ですし、20代でももちろん居場所支援でいいわけです。ステップを飛び越えさせたり、無理やり、年だからこうという必要はないということです。

最後に、この次のケースです。ケース3は、30代でしたけれども、不登校の経験がなかったケースです。そして、ひきこもっているのは就労をちょっとしてからひきこもっているタイプの人です。このケースの場合は、5年前に1年間ほど働いたことがあったけれど、あとはずっと家にいるということで、家族とは対話がありません。しかし、心の中の自立できないけれど分離ですね。自分がどう生きていくかについて考えていることは、先ほどのケース1の方よりもずっと進んでいました。つまり、悩みの質と、その人のある発達過程が違うところで同じような支援、この人は30歳でこうだからという外側の情報だけで適切だと思われるものをぱっと選んでしまうというのは、お見合いでいけば情報のマッチングが悪い、きめの粗い情報だけでマッチングを選んでしまうということになるかと思います。

この人の場合は、今、31歳ですが間に合いますかね、気がついたら5年たっちゃいましたなんて、割とけろっとしておっしゃっていたんですけれども、相談員と打ち解けてくると、

先行き不安とか、もう一回就職しなければということを読られましたので、本人が家にいるうちにだんだん膨れ上がる不安の妄想的な考えというのをできるだけ抑えてあげながら就労支援につながっていったケースになります。

この人がわかったことは、自分の言うことをちゃんと耳を傾けて聞いてくれて、ある程度、自分のできなさを認められている機関があるようなところなら、自分はまだ働けるというふうに思われました。この自分には居場所があると思うのと、自分にはまだ働けると思う感覚では支援の仕方を変えなければいけないのは当然なんですけれど、窓口に来るときに年齢と働きたいとかいうだけしかありませんので、ここを入り口支援のところまでどれだけ丁寧に聞くかが、その後のケースの成功に、成否に関わってくるということだろうと思います。

では、最後に、少し今のケースをもう一度集約した形の図表でまとめておきたいんですけども、不登校経験あり、なしというのは最初からわかるわけではありません。窓口のところでは、ここだけで来るわけです。ですけれども、その方々の、先ほど言ったように、過去経験を聞いて、どのようにしてここに至ってきたのかを聞くことによって、立ちどまって耳を傾けるべき幾つかの、今回は不登校を取り出していますけれども、ポイントがあります。それによっていきなり就労につながなくても、居場所支援につなげながら就労へ上げていくという形もあり得るでしょうし、若い人なら居場所支援をしながら何か学びをもう一つやっていきたいという方もおられます。

このように、今回、私たちがマトリックスで一つ分かったことを皆さんにお伝えすることは、過去経験の有無というのを考慮することによっても支援のスキルを上げるチャンスがあったということです。つまりいたところに戻るといふ、逆に言うと学校期の区切りで支援が見えなくなって迷子になってしまったケースというようなことを再び学校と地域のチーム支援というところを手厚くしておく、生涯発達的な支援としてひきこもりをネットワークの中で見守って回復していく力を東京都は上げられる潜在力があるのではないかと、そういうふうに考えます。

これからサポートネットの支援が見えてきたことは、以上のようなことでございます。1点目は様々な訪問、メール、相談、電話支援から見えてきたことです。いろいろな要因があつて、家族が良好であるとか、相談意欲があるとか、支援機関の情報が必要なときにうまく入るとか、いろいろな要因があつて、それらの要因一つでも肯定することができて、こちらにいらっしゃったときにはかなり大きな変化が期待できるということ。それから、今回のよ

うに本人や家族の状況に応じた支援をどのようにするかということにおいては、私たちの経験をきちんと分析して、そして、それを支援者同士が共有していくような支援者のシステムですね。というのがまだまだ未知な部分の多い領域ですので必要ではないかということが言えるかと思います。

少し時間をオーバーしたかもしれませんが、駆け足でしたけれども、発表は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○部会長 どうも青木様、ありがとうございました。

確認なんですけれども、このひきこもり当事者の数値というのは、マトリックスの 44 例を整理した、44 例かな、ちょっと今ぱっと数えたときに。

○青木講師 98 ケースです。すみません。スライドには 1 枚しか写せなかったという形。

○部会長 そうなんです。じゃあ 98 ケース。これは、そうすると、2014 年からの 98 ケースについて、こういうデータがあるという、はい、わかりました。どうもありがとうございました。

お二人のご講演を承りまして大変勉強になったと思います。この後、ご意見、ご質問を受け付けていきたいと思っておりますけれども、発達障害の問題も大分触れられておりましたので、今日はせっかく発達障害者支援センターの山崎さんにも来ていただいておりますので、まず、そちらからご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○山崎センター長 発達障害者支援センターの山崎です。よろしくお願いたします。

今、お二方のご報告を拝聴させていただいて、共感できる部分が多くて、そうだ、そうだと思いつつお伺いをしておりました。

幾つか気づいた点を申し上げます。最初に生きづらさを感じて相談に行くが繋がらない、繋がるのが下手な人たちという話がありました。発達障害のある方は、どう相談したらよいか分からない、相談することに苦手さを感じている方が多いように思います。担当者がそのことを理解し対応することが重要です。つまり担当者が発達障害と視点から相談に対応する事が求められていると思います。また発達障害の方は、非常に緊張して相談に訪れる事も知って対応していただくと安心して相談できるのでと思います。

2 番目としては、先ほど警察の方からの話がありましたが、事例でも触法、少年院からの出院という報告がありましたが、地域移行の問題があります。私どものセンターにも少年院に収監されていた方の保護者からの相談があります。来所される保護者の多くは、鑑別所で

判定され指導される際、担当者から発達障害の可能性があるのでセンターに相談するよう助言されて、或いは保護監察官から助言されてセンターに来所されます。保護者が発達障害とか子供の状態を理解がなかなかできなくて、つながらないという話がありましたが、司法関係者が発達障害の視点を持つことで専門機関に繋がりやすくなるケースがあることをと申し上げます。

さらに地域移行に関わるセンターの取組をご紹介します。地方の少年院の担当者から、東京が居住地の少年が出院するが、東京の支援状況が分からないので協力してほしいという相談が増えてきております。センターでは、地域と連絡・連携しながら出院する前に、司法、保健、福祉等の関係者が参加する支援会議をコーディネートしております。出院前でそれぞれの機関の役割を明確化し、どのように関わっていくか等を検討しております。出院後も必要な場合は支援会議を持つなど関係機関が連携して地域での自立に向けて支援しております。以上の事例では少年院の担当者に発達障害の視点から本人を理解する態度があったからこのような連携・ネットワークが構築できたと感じております。

3番目としてひきこもりとの関係ですが、センターにもひきこもりの方のご家族から相談がかなりあります。ひきこもりの状況として、先ほど青木先生の話にあった平穏に過ごしているひきこもっている生活が常態化し長期化していく場合と、親子関係が悪化し暴言・暴力が頻発していおり、家族も怯え疲弊している状態があります。前者ですと居場所支援の方向で支援が進むこととなりますが、後者の場合ですと本人は来所なさらぬ場合は家族への取組を通して本人を支援していくこととなります。家族に本人の言動を発達障害の観点から説明し本人の生きづらさを理解していただき実現可能な対応の仕方について家族と共に検討していきます。家族の対応が変わることで本人の気持ちも変化し言動も変わり家族との関係も改善の方向に向かうようで、家族支援の重要性を感じております。さらに発達障害の若者支援では、年齢からその人を見るんじゃなくて、発達的な視点から理解することが必要で、そういう観点からも捉えた上での家族へアドバイスすることが重要であることを付け加えさせていただきます。いずれにせよひきこもりへの支援はなかなか難しいのですが、息の長いアプローチが必要であると実感しております。簡単ですけど以上です。

○部会長 どうもありがとうございました。

最後に出てまいりました、家族支援も含めてこれから意見交換をさせていただこうという

ふうに思っておりますが、ちょっと時間が押し気味になっておりまして、多少伸びてもよろしければいいでしょうか。5分か10分延長させていただけるならばお昼休み、申し訳ありませんが、少し議論を予定に合わせていきたいと思っております。

それでは、今のお話にありました、ご講演の中身あるいは、また先ほどの支援センターの方からのお話も含めて、これに対して何か気になる点、ご意見、特に相談につながったきっかけとか、こういうような問題は3名の方よく御存じのところかと思っておりますし、またいろいろご指摘がありましたけども、いろんな特徴のある若者がやってくる。先ほど相談の仕方がわからないということなんですけど、私もたくさん若者にインタビューをするのでよくわかるんですけど、コミュニケーションがどうしても相手に合わせるのが苦手なものですから、困難になっちゃっているということ。社会学者にとってはこんなに泣かされるインタビュー相手はいないという。こちらの質問に答えてくれないということになるわけですから。困っちゃうんですけど、例えばそういうコミュニケーションの問題のことかなというふうに思います。そういったことですね。あるいは、ご家族もむしろ、お子さんと同じようにいろいろな課題を抱えている場合もあるという。あるいは連携ですね。ここは特に今回、重要だと思うんです。関係機関と連携というようなこと、こういったような点、どうぞ。何でも結構ですので、ご発言、あるいは場合によってはご質問をいただければと思っておりますが、委員の皆様はいかがでございますでしょうか。

- 坪井委員 最初、若ナビαの先ほどの開始をされてから、相談件数どのくらいなのかちょっと教えていただけますか。母数を。
- 奈和良講師 延べになりますけど、月の件数が600以上ありますので、10カ月で計算をしまして、約6,000件、電話、メール、来所を含めまして相談があります。
- 若年者対策担当課長 事務局の方から追加なんですけども今年度はそういう状況で、例えば昨年度が4,560件ということで、今年度は既にその件数を上回っていますので、かなり昨年度よりも件数が伸びているという状況がございます。
- 部会長 それをカウントするときは、基本的にそのメールとか電話も延べで数えるということ。そうではなくて、今の来所者の数になっているかな。
- 奈和良講師 相談全体の母数です。実際に月次で報告させていただく場合には、各項目別に数字を挙げております。
- 部会長 例えば、電話を何回もかけて来たときは、それはあくまで1なんですかね。

○奈和良講師 その場合は、10回かけてくれば、10で計算します。延べですね。

○部会長 10でカウントをする。わかりました。

そうすると、6,000件といっても実際の人の数とかを考えるとかなり異なっているのかな――。

○奈和良講師 実数ではないですね。頻回の方は毎日かけていらっしゃる。

○部会長 なるほど。ということになります。よろしいでしょうか。

○坪井委員 相談者数としてはわかりますか。どのくらいの相談者がいるのかですね。

○若年者対策担当課長 新規の方ということでは、電話とメールと来所相談を含めまして、現時点ですと約1,000人ぐらいの方が新規相談ということで、実数になっていると思います。

○部会長 ということ、ちょっと実数のところも確認をさせていただいて。だから、すごく頻繁の人もいるし、たまにの人もいますので延べ人数と相談者数は相関はしていないと思われるよ。

そのようなことで、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○土井委員 すみません。私も単純な質問で恐縮なんですけど、まず奈和良様の方で、相談者の特徴の②のところ、主訴の半数が自分自身ということになっているんですけど、この仕事関係でもない、対人関係でもない自分自身というものの中身がちょっとイメージが湧きにくいので、具体的にどういう主訴なのかお伺いさせていただければと思います。

それから二つ目、これは奈和良様と青木様と両方に関わるのですが、先ほど相談に来たきっかけのお話がありましたが、例えば奈和良様の方では、相談の特徴の③のところ見ますと、先ほど説明でもありましたが、インターネットがきっかけというようなものが半数近くを占めていらっしゃるわけですね。青木さんの方でも最初、来所ではない、メール相談の場合はネットというものが大きいというふうにお伺いしていますけれども、このネットがきっかけというのは、こちら側としては結構待っているもの、例えばブログとかあるいはウェブページなんかで待っているところに来るのか、あるいはこちら側、例えばSNSを使ったりとか、ツイッターなどを使ったりして、何か発信をされていて、そこにひっかかって来るのか、ちょっとなかなか待っているだけだと難しいという話を聞くので、積極的にネットを使ってセンターの方からも発信をいらっしゃるのかどうかをお伺いしてみたいと思います。

○部会長 では、2点。まず、主訴の方からいきましょうか。

○奈和良講師 では、自分自身の悩みの内容ですが、自分自身、要は自分の健康状態ですね。

また、若ナビでは主訴が何だかはっきりしない、もやもやとした悩みも多くございます。

後は、資料に挙がっています、仕事関係とか、対人という具体的な他者との関係の中で、自分自身に困っている悩みというか、自分の弱いところとか、そういった内面の悩みが大変多いかと思えます。

○部会長 不登校の子供達は不定愁訴から入っていくというのはよく言われることで、具体的に何か嫌いな人がいるとか、先生との関係に困ったっていうんじゃないで、おなかが痛いとか毎日憂うつだとか、そういうことが言いやすいということが言われますけど、似ていると考えるとよろしいでしょうかね。不定愁訴から入ってくる。

そういうことが全部じゃないけど、まず入り口として言いやすいってことが多いかと思われそうですけどね。

○奈和良講師 そうですね。そういったところで、お話をゆっくりお聴きして、こちらを信頼してくださると、本来の主訴が出て来るといったことがございます。

○部会長 ウェブ情報の発信についてはいかがでしょうか。

○奈和良講師 そうですね。インターネットからのアクセスが多いというのは、東京都の方でウェブ広告をしていただいていますので、そういったところの反響です。「若者」「相談」と入れますとインターネットの検索のトップに出て来るといったこともありまして、東京都外からも結構HPへのアクセスやご相談が入って来ます。

○若年者対策担当課長 補足いたしますと、若ナビの方はインターネットの広報ということで、ウェブ広告ということでやっておりまして、特に今年度はスマホ版ということで、スマホでも、広告を出すというところが効果があったというふうに考えております。

○部会長 サポートネットも続けてお願いします。

○青木講師 サポートネットの方はどうですか。こちらから発信ということについて、それほどありますか。

○若年者対策担当課長 広報につきましては、ホームページがございますが、あとはリーフレットを作成しておりまして、こちらの方は区市町村をはじめ、関係機関、あとは親御さんが立ち寄る可能性の高い場所ということで、例えば図書館とか、区市町村の施設等、そういうところに配布をしましたりとか、あとは親御さん向けの講演会というのも年に1回行ってお

りまして、そういうところでもサポートネットとかひきこもり支援を行っている民間団体についてPRも行っております。

○部会長 そういった情報のインフラ部分というんですかね、こういったようなものは大分東京都が後押しをしてくださっていると思いますし、またきっと土井先生もそういうことをお考えにあったと思うんですが、そういったものがあると行きやすいとか、関わりやすいということがあるかなという気がします、いかがでしょうか。

ちなみに、不登校の子供たち自身が東京シューレという団体で自分の不登校経験を映像化したビデオがあるんですが、その中でも不登校だなんて自分で思った人たちがネットで検索をかけるというシーンが出て来るんですけど、やはり前と違いまして、いじめとか不登校は学校生活と切っても切れなくなってしまう。これはいいことと思いませんけれども、切れなくなると本人たちもその問題と背中合わせで生きている感覚を持つということになっている。今ちょっと実態が変わっているところかなというふうに思うところがあります。

じゃあ、他にいかがですか。土井先生、大丈夫ですか（土井先生、うなずく）。

○村上委員 よろしいですか。ひきこもり関係で、資料3で5ページなんですけれども、私、後ろから見て、ちょっと不思議に思うことがあったので、質問をさせてもらいたいのですが、下の方の訪問支援申し込み前の相談歴ということで、過去の相談歴が大変多いなというふうに私は感じるんですね。今までの方が過去に相談をしていて、なおかつまた今回ということになると、過去の相談のときに要はうまくいかなかったのかなという感じるんですが、その中で医療機関と公的機関、合わせると70%、7割を超えているという、そういうところでの対応というものについて、もし、何かこんなようなことでだめだったんですよみたいな、何か過去の相談でうまくいかなかったような、こういうふうに聞いていますとかいうのがあったらちょっと教えてもらいたいなと思うんです。これだけの過去に相談歴があればですね、早期に相談をしているんだと。なおかつ、それでまだ相談しなきゃいけないような状態、ひきこもりになってしまったということなんだろうなというふうに思うんですが、それで、もしわかる範囲で今、現在わかる範囲でお願いをしたいと思うのですが。

○青木講師 大体きっかけは、相手が言ったことが自分の意に添わなかったということなんですね。彼らは抗議しないでやめるという形をとってしまうので、事実上もめることもないですけど、話を聞いてもらった感じがしなかったとか。本人の中で、何かある回のあるセッションがうまくいかない感じがあると、もう来ないというような形なので、もう一歩どうだっ

たというふうに相手が言ってくれたら繋がり直せるチャンスは幾つかある再生可能な、蘇生可能なというか。でも、それがなかなか相談の構造からは自分が足を運んで相談を受けるというスタイルでは任意の相談機関では難しいというのが現状でございます。

○村上委員 本人の責任もあるけれども、もう一步突っ込んで、やっていればもうちょっと変わっていたんじゃないか。

○青木講師 それがひきこもりの特性だと、我々がこう理解する必要があるかもしれないですね。

○部会長 よろしいでしょうかね。ちょっと、今の話の確認なんですけども、これは親御さんが相談機関に連れて行っているようなことが多いんでしょうかね。その7割の人たちは。

○青木講師 そうです。ご両親が連れて行っているケースの方が多いと思いますけれども、ご両親だけのも入っている。だから、本人がこないから結局そこから先に行かなかった場合も入っています。

○部会長 ということは、本人は全く関係なしに親御さんが相談だけに行った場合もカウントされちゃうということですかね。

○青木講師 そうですね。今、この集計はそうです。ご本人が行ったかどうかというのは、集計はまた別になるかと思います。

○部会長 ここ難しいところですよ。親御さんは心配ですから、いろいろ相談に行っちゃったり、一つ行ったらうまくいかないからまた別のところに行くというようなこともあったりとか、その数が出てきちゃっているということ。ですから、本人には何の影響もないという場合もあるということですよ。この辺ね。

どうでしょうか。はい。

○土井委員 今、本人が下がっちゃうという話が多かったんですけど、先ほど山崎様の方で、本人が相談の仕方がわからないということをおっしゃっていたんですが、その中身が今、おっしゃったようなことなんでしょうか。ちょっと、相談の仕方がわからないというところが事例がよくわからなかったので、ちょっとお伺いをしたいのですが。

○山崎センター長 私が申し上げたのはやはり、発達障害というところの特性との関係で、やはり発達障害の方って人につながってきたとか、人にわかってもらえたとか、そういう経験を持つということが非常に少ない方、なかなか分かってもらえないという、人に対してのそういう気持ちというのは持っている方が結構多いんですね。さらに、やはり特性というところ

ろで、人に対してものを聞くというときの聞き方ですとか、社会的な通念ですとか常識とかそういうことを知らなかったり、よくその場の空気を読むということはありますけれども、そういうところが読めなかったりする場合が多いんですね。ですから、そういうところでものを発信していきますと、受け手としては何だろうという感じになってしまう。

ですから、やはり一般社会では状況を見て相談をしたりいろいろするわけですがけれども、そこがうまくできない人たち。やはり特性との関係でとらえていただければと思います。

○部会長　ですから、親御さんが連れて行っても、そういうふうになってしまう場合も多い、少なくないということがあり得るということですね。つまり、だから相談のところに行ってもなかなか相談の場に立てないということですかね。今のお話はね。

○山崎センター長　相談の場に行ったとしても相談の場に立てない。本人が言ったときもそうですし、やはりご家族が行ったときにもご家族の大変さをなかなか分かってもらえないというような印象を持ってしまいがち。

○部会長　それが発達障害だと言えれば、また発達障害の援助の方向に行くでしょうけど、疑いでしょうから、ほとんど 99%疑いだろうと思うんですけど、私なんか見ていると。疑いですから、さらに難しくなるわけですよ。

○青木講師　私どもメール相談と電話相談は匿名のものなんですけれど、その人が相談機関に行って、相談のセットに入ってから支援の方が重要で、次の回に何て言ったらいいかということをお我々と相談をして、それで行っているというようなことがあります。

だから、相談機関に来た後、次の会に来るまでの間のサポートというのを相談活動がうまくいくまでは必要になると思います。

○部会長　はい、どうぞ。

○井利委員　すごくためになるお話ありがとうございます。

波風が立たない、平和な関わりで 10 年続いてしまうという家族、それが実は非常に多くて、多分その間にもしかしたらちょっと相談に行ったのかもしれない。行ったんですけども、その初期の対応でうまくいなくなるとして、だめだというふうになって、その後何か波風が立たないようにあつという間に 10 年たってしまったというケースが非常に多くて、やはりそういう、その家族支援といったものを、どういうふうにするか家族に対してしていけばいいのかなと非常に悩むところが一つあるかなと思って、そこら辺をまずお聞きしたいなということと、それから実は、青木先生のところから当支援機関の居場所につながった事例が

ありまして、ちょっとだけお話をしたいなと思っているんですけども、やはり彼にもし、すぐに就労支援に行きなさいというふうに言ったら、多分そこで切れてしまっただろうと。その方の場合はやはり、居場所というところがまず必要だところの見立てをしていただいて、そして、居場所につながって、今、居場所ずっと通ってきていらっしゃるんですけども、サッカー部に入っていて、ゴールキーパーをやっているんですけど、だんだんサッカー部でやっているうちに実は、その体重が 20 キロ落ちて、今、ものすごくカッコいい男の子に変身しております、その中で自分がやりたいことを今、やっている。まさに、青春がなかった方がやりたいことをやって、そして仲間が出てきてという中で、今、中間的就労も少しやっているんですけども、それからやはり就労に行くんだらうと、その彼のペースを守ってあげるといことは非常に大事だし、最初のそうしたじゃあどこなのかというところの見立てをしてくださったところが、連携をさせていただいておりますので、すごくよかったですかなというふうに思っておりますので、ありがとうございます。

○部会長 いろんな支援の形が必要だということかと思えますよね。居場所支援というのは。河野さん、いかがですか。

○河野委員 我々がやっている支援と被っているところがあるなという印象で、最初の見立てはすごく重要だと思います。先ほど医療機関、公的機関、相談に行ったけどつながっていないというのは、そこら辺の中のミスマッチが起こってしまっているんだらうなというふうに感じています。ひきこもりの方が平穩に暮らして 10 年 20 年、そういうケースが本当に多くて、その構造というのは何回か前の回でお話をさせてもらったんですけど、ある種の家族の中、家庭中に共依存関係ができ上がってしまったというのが、根っことしては一番大きい問題だというふうに思っています。先ほどの年齢的な問題ですが、ある 40 歳の方なんかは、中学から不登校がずっと続いてそのままひきこもっていました。40 歳になりアウトリーチし出会うと、40 歳なんですけど、話している感覚は 10 代の子と話しているような、そこだけ切り取ってみると、発達障害があるんじゃないかとか、非常に見立ても困難になっていきます。最初の部分でブランクの部分の考慮しないで見立てていってしまえば、発達障害であるとか、精神の問題があるとなると医療とか福祉の方へ行ってしまう。そうなるとうと、ご本人の力を伸ばすということがすごく難しくなっていってしまい、消極的な支援になっていってしまうので、幅の広い対応が必要かなというふうに見ています。

もう一つ、困り感のない親御さん。困り感がないのは今日だけで見ていて困り感がないだ

と思うんです。当事者の方々も長期的に考えればこのままではいけないというのは恐らく感じていると思います。本当は早期に発見していくためには、家庭内に出来上がった平和がある種の偽りである、あるいはその平和を続けた結果というのが10年後20年後に大きな問題になる認識をどう持たせるかが重要になります。大概是親御さんが定年をする前後、その辺のところで焦りが出てきます。でもそのときは10年、15年の大きなブランクがご本人ができ上がっているケースが多いので、そこからだとご本人のやる気なんかも弱くなってしまうので、親御さんの方にもそういう待つことのリスクというのがあるんだというのを、どう周知をしていって、それが家族会であったりとかそういう機会、セミナーみたいな機会を作るのもいいと思うんですけど、周知をしていかないと最終的には誰も支える人がいなくなって、支えがご本人たちというのはいろんな問題が起こってきてしまうだろうなと考えます。例えが悪いんですけど、今、そういう状況の方が日本中に地雷原のようにうずもれてしまっているという、そこを掘り下げる作業というのが今後、鍵になってくるかなというふうに考えています。

○部会長 まだまだたくさんご意見がありそうなんですけども、非常に複雑で難しい問題だということがまず、とにかくありまして、わかってきていったなというように思いました。また私、ずっとお聞きしながら思っていたんですけど、私もいろいろ調査をさせていただきながら出会う中で、親御さんは自分がやったいろんな育て方の問題があっただろうんじゃないかというご心配も持つので、支援を得ることと過失してしまった過去とが背中合わせだという難しさを持っているかなというふうにも思いますね。ここは何か普通に支援をすればよいという、単純な問題ではきっとないところで――。皆さんうなずいておられるので、当事者をご覧になっている方々ですから、こういったことも含めた支援の在り方を考えなきゃならないのかなという気がいたします。

申し訳ないのですが、ちょっと時間が押してしまいましたので、今回はいろんな相談事業の支援状況についてご講演をお二人の先生からいただきましたし、またオブザーバーの山崎センター長からも貴重なお話をいただきました。

まずは、相談支援の課題と対応についての意見交換を行いましたので、この後、次第の4にございますような、これに基づいて意見具申をしていかなきゃいけません。今後の進め方について事務局からご説明をいただいて、この具申について何か根本的な、基本的な質問がありましたらいただいて、あとはメール等も含めたご意見の聴取というような流れになるか

と思いますので、そういった形で進めていきたいと思います。そういうことで、ここから事務局のご説明をお願いをしたいのですがよろしいでしょうか。

- 青少年課長 それでは資料4を、意見具申に向けた今後の進め方についてという、こちらのペーパーをご覧ください。

まず、今後のスケジュールについてご説明いたします。

本年4月以降に、これまでの審議を踏まえた論点整理を行っていきまして、4月に意見具申という形でまとめていただく予定でございます。また、意見具申のまとめ方につきましては、この2のところにあります、意見具申のイメージ（案）の下線部あるように、相談者の視点から支援が必要であるが、支援の必要性を認識していない若者やその家族。そして、支援の必要性は認識しているが、どの機関に相談をしたらいいかわからない若者やその家族、そして、相談したが、適切な支援機関へつながらない若者やその家族という三つの場合に分けて対応策をまとめるというところを考えているところでございます。

- 部会長 ということで、この資料4をもう一回見ていただくと、このような骨組みが現在用意されているというふうに考えているということだと思います。

何か、この部分を特に見てご質問がありましたらそこだけ。あくまでもまだ、見てもわかるとおり骨組みでして、このように肉づけをしていかななくてはいけないということかと思えます。また、今日、いろいろお話がありましたように、例えば、もしかしたらネットのアプリとかを作って、相談を促進した方がいいのかなとか、いろんなアイデアがあるかなという気もしますし、例えば、家族の方にとっての敷居を下げっていくような支援の在り方を工夫をするというようなこともいるのかなとか、思ったりもします。

ですから、こういったこと、これを見ていただいて、またご意見をいただかなきゃいけないと思いますが、まずはご質問とかございましたらいかがでしょうか、大丈夫ですか。

- 土井委員 すみません。一つ、私もよくわからないので、皆様方のご意見をお伺いしたいのですが、先來から、要は不登校という問題は問題ではないという話はされてきていると思います。それは、確かにそういう態度は必要だと思いますが、同時に今日のお話にもありましたように、やはりひきこもりの入り口として、これだけ大きい割合で不登校という問題が浮かび上がってくるときに、この不登校という問題を私たちはどのように位置づけたらよいだろうかというのは、やはり私、気になるんですね。それは当然、誰にも起こり得る問題ではあるのだから、問題ではないというスタンスなのか、しかしやはりこれだけひきこもりの

長期化の入り口として、大きい割合を占めている以上、やはりこれは何らかの入り口の問題ですから、ここはやっぱり何らかの対策というものをやっぱり考えるべきであるのか、私はよくわからないのですが、皆様方がどのようにお考えなのかなとちょっとお伺いをしてみたいと思います。

○部会長 いかがでしょう。私の研究上も関係するところあるので、ちょっとだけなんですけど、つまりどんな問題の立て方をするかで支援の在り方が変わってしまうかなというふうにお聞きしながら思いました。今、不登校というのがありました。こういったことになってくるとまた、違うところで支援部署があつたり、やっていくことがあるかと思ひますし、また、お話を聞きながら思ったんですけど、不登校って、さっきのひきこもりとのつながりで見ると、何か継続的に不登校な人たちばかりがイメージされちゃうかと思ひんですけど、多くの研究が言っているのは、不登校は不連続型であつて、不登校になつたりまた出てきたりという一皆さんうなずいているので間違いないと思ひますが、そういう波を打つというのが一般的で、ずっと行かないお子さんというのは実は非常に少数なのではないかと言われているわけですね。

ですから、きっかけにはなっているのかもしれませんが、ひきこもりを果たしてその延長と見ていかということも一つあるということと、それから、これは内閣府で私が協力して調査（内閣府『平成 28 年度子供若者の意識に関する調査報告書』）をしたので非常に驚かされたのですが、20 代後半までの人たちが、いろんな悩みごとを語ったり話をする相手を見つけるときの主たる他者が、ほとんど学校時代の友達に依拠しちゃっているという事実があるんです。つまり、いろんな話をするのを、家族を除いてと言うと、高校とか大学まで含めて、いわゆる学校で出会った友達というものの比率が非常に高くなり、職場の人というのが減ってしまうんですね。職場というのがすごく少なくなってしまうというデータになっていまして、この辺はもちろん 20 代の後半だからかもしれないですけど、学校にもう一つの異なる対人関係機能があるのかもしれないので、今みたいなことが、ひきこもりの方にとっては結構大変な問題を生んでいるかもしれないですね。

○土井委員 すみません。今、申し上げたのはその点が私は気になっていたからなんですけど、今日は例えば、発達障害の問題がかなりクローズアップされたと思ひますけれども、あくまでも私の理解ですけども、学校の在り方が結構昔と変わってきていて、昔のようにいわゆる管理主義が強かった時代は、むしろ発達障害のお子さんたちというのは、そんなに生きづら

くなかったんじゃないかと思うんですね。むしろ、管理主義が弱まってきている中で言えば、個人でお互いに相手の心をモニタリングしなきゃいけないような時代になってきているがゆえに、むしろ今日の学校の方が発達障害を抱えているお子さんにとっては、非常に生きづらい空間になってきているのではないかというふうに私は思っているんですね。そうすると、やっぱりここから対応をしていかないと、この問題というのは難しんじゃないかなと。

○部会長　ということで、どの辺から支援の入り口をつけるかというところにも議論があるかと思うんですけども、今、土井先生がお話をいただいたようなこと。

○坪井委員　議論の進め方についてなんですけれど、恐らく不登校について、あるいは発達障害について、ひきこもりについてというそういう課題ごとですと、ものすごく大変大きなテーマになり、それぞれの支援の方法をここで全部構築するというのは多分、ここのテーマとしては、部会としては無理なんだろうというふうに思っています、私が認識しているここの部会のテーマとしては、やはり様々な困難を抱えた子供たちが相談機関につながるために一体、東京都が何ができるのだとか、あるいは東京都が中心になって市区町村、それから民間団体が何ができるんだろうかという、この制度構築、仕組み作り、そこに焦点を当てないと膨大な作業になってしまうのではないかというのはいま思っています。

それで、事務局が作られた第2の部分に1、2、3というこのくくりがいいかどうかということはあるかもしれないんですが、今までの議論を積み重ねていった上で、この1、2、3ということで、考えていくという方法は一つの切り口として、いいんじゃないかというふうに思っています。

先んじてとしても、たたき台になるような形でどんなことが、それぞれにあり得るかということの例えば、たたき台として、私が今まで考えていたのをちょっとお話をしてもいいですかね。

まず、支援が必要であるが、支援の必要性を認識していない若者やその家族をどう支援するかという点に関して言うならば本当に情報提供と啓発というのを綿密にやっていくしかないんですね。現在、若者がこんなに困難を抱えているんだということを先ほどの行方不明者の問題もそうだし、どんだけ相談が来ているかということやどんなことを悩んでいるかということ自体、ここの会議に参加して私、専門の場にいらっしゃる方に相当教えられたわけです。ここの会議にいない一般の民間の方やあるいは行政機関の方は、本当に御存じないはずなんですね。だから、そういった意味で様々な困難を抱える若者が、特に20代を中心に

こんなにいるんですよということの情報の提供、そしてその子供たちの支援が今、こんなふうにあるんですよといった、まずその情報提供をして、啓発活動というのをこれを学校現場、それから地域。もちろん、行政機関自身が知らなきゃいけないと思うんですよ区市町村自身が知らなきゃいけない。そういったところの啓発がまず第一番、とても大事だろうなというふうに思っています。

その中で、自分はもしかしたら支援してもらえる側にいたのか、この生きづらさは、って感じてくれればすごくありがたいし、これが一番ですね。

2番は、どういう機関に相談をしたらいいかわからない方たちにとって、そのやはりさっき、若ナビの件数が欲しかったのは、どのくらいアクセスがあったんだろうこの1年で広報をただけでと思ったんですけど、ネットで、結構なアクセスがやっぱりありますよね。市区町村がそれだけの窓口をみんな作って、ネットで広報をし、まずは認識がないとだめですよ。市区町村の人たちが自分たちの仕事なんだとわかなきゃいけないんだけど、その上でその認識を持って相談に応じますよということが言える、そのためには若ナビが持っている情報源を全ての市区町村が持たないとだめなわけなんだけど、そういう東京都からの構築というのがあって、あらゆる情報が、これだけの相談機関があるんだと、情報を市区町村が皆持った上で窓口を開いて、自分たちがやるという。こういう相談窓口が作られるということがなしには、ここはできないと思うんですよ。それは東京都がやるべきことだし、市区町村がやるべきこととして、非常に大きな意味があって、まずどこの相談機関に相談したらいいかわかなければ、その窓口に行って、そこでどこにつながるかを相談しようという、そういう体制の作り方というのが一つ大きいことだと思います。

その前にすごく大事なのは、最初の相談で先ほどありましたように、聞いてもらえなかったということで、あきらめちゃう人がどんなに多いか。子供、若者は本当にそうなんです。最初の相談で、一遍自分が聞いてもらえなかったと思ったら次の相談に行かないんですよ。それくらい、困難を抱えている人たちの最初の相談が重要だということが窓口の人たちが認識するというのはとっても大事で、だから窓口の人が認識しつつ、かつ、相談している人たちには1回であきらめないでという広報をし続けていただくしかないなと思っているんですけど、これがまず2番で、とても大事だなと思っています。

3番目についてはですね、これはもう実感としては代弁者、通訳が必要なんです。何度も言っているんですけど、困難を抱えている人たちが相談窓口で自分の抱えているものをばっ

と話せるか、話せないのですね。その場合に信頼できる、通訳と一緒にいてくれることがとても大事で、そのためにどういう通訳が、どういう人たちがやるかという、顔の見える、信頼ができる通訳が必要なわけです。そうすると、長期その人と近來関係を持っていた人が通訳をしてあげられる体制が欲しい。そうすると例えば、学校のスクールソーシャルワーカーとして学校時代から知っていた人、あるいは施設の施設コーディネーターや施設の職員やあるいは医療機関、MSWでそうした話を聞いてきてこの人の特性を知っている人。その人が解決策を知らなくてもいいんです。その人が、この相談窓口と一緒にいってあげて、この人はこういう障害特性を持っていて、こういうふうにはしか表現ができないんだけど、この人が言いたいのはこういうことなんです、この人が支援できる機関はどこにありますかねという、この通訳をやってもらえる人を育てる、そのためには学校や医療機関や施設が、その子たちのアフターケアとしてそこまでやれる通訳にならなくちゃできないんだと。その通訳がいて、初めて相談機関につながるだろうというのがあるって、これも本当に私たち現場はそうなんですけど、例えばもう、昨日、一昨日とあったことですが、発達障害を抱えた人。10年前に子どもシェルターにやって来た子が、精神科に入院をしゃっと地域へ戻り、施設に入っています、私もその子が言っている言葉を理解するまでに10年かかっているんですよ。でも、その人が生保に行ったり、施設に行ったりして、話してもトラブルの連続なんです。しょうがないから一緒に生保のワーカーに行って、この人が言っているのはこういうことなんですけどと言って、やっと生保のワーカーが「そういうことですか」みたいにわかってくれるという、本当に信頼関係を築いて、その人が何が欲しいかというのはわかるまですごく大変です。あるいは、施設から自立した、生保にかかって、病院に行っています、一生懸命支援をしてくれているけれども、彼女は施設にラインで「死にたい。今日は100錠飲んじゃった、金パブ。」みたいにかかってきて、お医者さんから救急車を呼びなさいって言ったって、行かない、救急車なんか呼ばないって、私たちが救急車を呼ぶよと言ってても出てこない、でもそれを繰り返していくうちに自分がやっぱり入院しなきゃだめだとわかった。入院施設を主治医とつないで、病院はオーケーした。誰がその子を入院病院に連れていけるかという、やっぱり生保のワーカーは動いてくれない。元の施設の職員じゃないと彼女は行かないと言っているからとこっちから出向いて、連れていく。それで、飼っているハムスターをその後、ハムスターがいるから入院をしないとっているの、じゃあ、ハムスターをペットショップに連れていくみたいな、こういうかたちがあるのはやっぱり元の施設の職員なん

ですよね。

なので、なんか通訳というか、その必要性みたいなのを子供や若者にはそういった伴走者がいないと、相談機関にさえにつながらないしということを知ってほしい、そう思いました。

○部会長 はい。もう、ひしひしとわかりました。

ということで、時間的なこともありますので、今いろいろ出てきた、例えばアプリを開発して情報提供をする、ワンストップ窓口を考えてみるとか、あるいは職員の人たちが通訳者になれる要素を持つとか、いろんな要素が出てきたかなと思いますので、いかがでしょうか。次回は意見具申のとりまとめに入る段階になりますから、このイメージ（案）を見ながら具体的な項目や取組についてのご意見をいただこうかなと思います。さっきも出ましたが、どんな問題を扱うかというところについては、これもまたいろいろご議論があるかと思うんですけど、基本は広い若者の、特に困難な若者の全体に網をかけるようなそういう、今まで若者のところが一番そういう要素が欠落していますから、そういうイメージでまず考えていただいて、その中にいろんなひきこもりも入る、非行のその後の支援も入るといったような形で考えていくということにしたいと思います。具体的な項目や取組についてのご意見をどんどん出していただけないかなと。やはり実効性のあるものをやらないとですね、ちょっと厳しい言い方ですけど国とかもきれいな絵ばかりを描いているんですけど、絵を描くのはできるんですけど、やはり実際にネットワークを作って今のような問題にどう接していくかということは非常に難しいですよね。ですから、どんどん具体的な案を出していただきたいと思います。提出の方法とか、締め切りとかは事務局の方からご連絡を後でしていただければよろしいでしょうかね。

ということで進めていきますので、ぜひいろんな建設的なご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

今日だけでも相当なご意見が出ましたので、事務局もきちんと整理をしていただければと思います。

では、最後、次第の5で事務局からのご連絡をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、最後に連絡をさせていただきます。若者支援部会につきましては、本日を含めまして、これまで5回開催をいたしまして、委員の皆様方から様々なご意見をいただいていたところをございます。

次回の第6回の若者支援部会におきましては、これまで本日を含めました議論を踏まえつつ先ほどご説明をした、意見具申のイメージ（案）と皆様からご提出、今後いただきますご意見と併せまして対応策のとりまとめの方向性についてまた、お示ししそれをご議論いただくという形になりますので、ぜひとも精力的なご意見をいただければという次第でございます。第6回若者支援部会の日程につきましては、4月下旬に開催する方向で現在、調整をしております。

○部会長 どうもありがとうございました。

ちょっと、司会のうまくなさで10分余超過してしまいました。申し訳ございません。

これで第5回専門部会を閉会したいと思います。

会議の冒頭にもお話がありましたが、クリアファイルに入りました個人情報に伴う資料につきましては、机の上に置いていただいてお帰り願いたいというふうに思います。

今日は本当に活発なご議論、またすばらしいご講演をいただきましてありがとうございました。

ぜひ、今後もよろしく願いいたします。これで終わりにしたいと思いますありがとうございます。

午後0時14分閉会